津第二地方合同庁舎の直流電源装置（整流器補修部品取替）の工事仕様書

１．工事件名

津第二地方合同庁舎の直流電源装置（整流器補修部品取替）の工事

２．概　　要

　定期点検により、蓄電池と整流器部品の経年劣化による破損や発煙の恐れ、停電発生時の電源バックアップの脆弱性を指摘されており、操作制御用と非常照明用の二つの直流電源装置の工事を合わせて行い、電源の安定性確保及び予防保全を図る。

直流電源装置は整流器（充電器）と蓄電池で構成されており、蓄電地更新（蓄電池の購入を含む。）の工事については別調達とするため、本工事は整流器補修部品取替を行う。

３．場　　所

津市島崎町３２７－２　津第二地方合同庁舎

４．工　　期

契約締結日から令和７年２月28日

５．作業内容

操作制御用と非常照明用の二つの直流電源装置を構成する整流器（形式：DP2100T-010SMRS、DP2100T-010RS）の補修部品取付、配線接続、調整の作業、及び別調達の「蓄電池更新」工事で設置された蓄電池との同調確認を行う。

整流器の補修部品取付等の作業は、津第二地方合同庁舎５階電気室で行う。

　別調達で更新する蓄電池との同調を確認し、直流電源装置の適正な稼働状態

を確認できたことを本工事の完成とする。

　交換が必要な部品は以下のとおり。

（DP2100T-010SMRS）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | デバイス名 | 名称 | 仕様・定格 | 数量 |
| 1 | PCD | 操作表示制御ﾕﾆｯﾄ | PCD2ﾕﾆｯﾄ | 1 |
| 2 | PIO | 入出力ｲﾝﾀｰﾌｪｲｽ | PIO基板（DC100V／端子台） | 1 |
| 3 | TGC | ｻｲﾘｽﾀｹﾞｰﾄ制御回路 | TGC-0003B 100 (TGC-0002⇒TGC-0003B変換ｺﾈｸﾀｹｰﾌﾞﾙ付) | 1 |
| 4 | HF1,2 | 速断ﾋｭｰｽﾞ | 250GH-040S (25SHA40S) | 2 |
| 5 | C1 | ｺﾝﾃﾞﾝｻ | HCGF5A2E392I | 1 |
| 6 | ARF | ｱﾚｽﾀ/変圧基板 | ARF基板 220V-100V　 入力/出力電圧ﾓｰﾄﾞ設定:HIGH/HIGH | 1 |
| 7 | DF1 | ﾋｭｰｽﾞﾘﾝｸ | BLA005 | 1 |
|  8 | FF11 | ﾋｭｰｽﾞﾘﾝｸ | BLA003 | 1 |
|  9 | 72SD1,2 | 電磁接触器 | SC-0/G DC100V | 2 |

（DP2100T-010RS）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | デバイス名 | 名称 | 仕様・定格 | 数量 |
| 1 | PCD | 操作表示制御ﾕﾆｯﾄ | PCD2ﾕﾆｯﾄ | 1 |
| 2 | PIO | 入出力ｲﾝﾀｰﾌｪｲｽ | PIO基板（DC100V／端子台） | 1 |
| 3 | TGC | ｻｲﾘｽﾀｹﾞｰﾄ制御回路 | TGC-0003B 100 (TGC-0002⇒TGC-0003B変換ｺﾈｸﾀｹｰﾌﾞﾙ付) | 1 |
| 4 | HF1,2 | 速断ﾋｭｰｽﾞ | 250GH-040S (25SHA40S) | 2 |
| 5 | C1 | ｺﾝﾃﾞﾝｻ | HCGF5A2E392I | 1 |
| 6 | ARF | ｱﾚｽﾀ/変圧基板 | ARF基板 220V-100V　 入力/出力電圧ﾓｰﾄﾞ設定:HIGH/HIGH | 1 |
| 7 | DF1 | ﾋｭｰｽﾞﾘﾝｸ | BLA005 | 1 |
|  8 | FF11 | ﾋｭｰｽﾞﾘﾝｸ | BLA003 | 3 |
|  9 | 80BX | 補助継電器 | HH22PN-F | 1 |
| 10 | 27Y1,2 | 補助継電器 | LY2-CR | 2 |

６．労働局担当者

　〒５１４－８５２４

三重県津市島崎町３２７－２　津第二地方合同庁舎３階

三重労働局総務部総務課会計第二係　髙原

電話番号０５９－２２６－２１０５

７．その他

* 1. 工事の施工に伴う災害及び公害の発生防止については、付近の環境を十分に把握し、適切に処理すること。
	2. 工事の施工にあたり、事故防止に努めること。
	3. 事故や情報の漏洩等、その他問題が発生した場合には、適切な措置を講じるとともに、速やかに労働局担当者に報告を行うこと。
	4. 工事の施工に必要な官公署その他への手続きは、受注者が速やかに行い、費用は全て請負者の負担とする。
	5. 別調達で更新する蓄電池との同調が確認できない等、直流電源装置の適正な稼働状態が確認できない場合は、受注者の責任で解消させること。なお、その際に発生する追加の経費は認められない。
	6. 工事業務の全部を第三者に委託することはできない。なお、工事業務の一部を第三者に委託する場合には、発注者の承認を得ること。
	7. 工事の詳細（施工日、工程等）については、労働局担当職員と協議し、その指示に従うこと。